

令和7年第3回芦北町農業委員会総会議事録

○日 時：令和7年3月11日（火） 午前9時30分～午前10時00分

場 所：芦北町地域活性化センター2階大会議室

○農業委員

（出席：11名）

1番：松岡 哲治	2番：道園 浩二	3番：告宮 幸一
4番：塚本 壽	5番：田口 昭広	6番：坂口 武八
7番：寺本 真理子	8番：尾上 春樹	9番：山田 和治
10番：井川 輝征	11番：片山 幸弘	

○農地利用最適化推進委員

（出席：13名）

1番：本郷 昭博	2番：牧 正徳	3番：中川 光春
4番：矢野 解光	5番：田口 宗一	6番：柿崎 重美
7番：毛利 貞幸	9番：岩崎 健	10番：福浦 昌則
11番：木川 保	12番：道崎 伸二	13番：西村 隆
14番：徳永 健次		

（欠席：2名）

8番：坂口 恵美子 15番：瀧上 米作

○農業委員会事務局：4名

事務局長：梶 浩之 事務局次長：福田 鉄也

係長：大浪 和典 主事：平松 泰義

○議 事

日程第1	報告第 5号	農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第2	報告第 6号	農地形状変更届出について
日程第3	報告第 7号	農地法施行規則第25条の規定による届出について
日程第4	議案第 8号	事業計画変更承認申請書審議について
日程第5	議案第 9号	農地法第3条の規定による許可申請書審議について
日程第6	議案第10号	農地法第5条の規定による許可申請書審議について
日程第7	議案第11号	農用地利用集積計画の審議について
日程第8	議案第12号	農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断について

発 言 者	要 旨
議長	<p>皆さん、おはようございます。お忙しい中に御出席いただきありがとうございます。</p> <p>それでは、只今から、令和7年第3回芦北町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>また、〇〇推進委員、〇〇推進委員から欠席報告がっておりますので、お知らせします。</p> <p>それでは、これより本日の会議を開きます。</p> <p>お手元に配布の総会日程にしたがって、会議を進めてまいります。</p> <p>本総会の議事録署名委員は、10番の〇〇委員、1番の〇〇委員に指名します。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>報告第5号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の1ページをお願いします。</p> <p>報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について。</p> <p>農地法第18条第6項の規定により、下記のとおり通知がありましたので、報告するものです。</p> <p>これは、賃貸借権設定の合意解約になります。</p> <p>1番、土地の詳細及び賃貸人・賃借人の住所・氏名については記載のとおりです。</p> <p>事由は合意による解約です。</p> <p>なお、1番の土地について、4筆の土地のうち1056番3については、のちほど議案第10号、農地法第5条賃貸借権設定の部でご審議いただきます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>報告第5号について、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしということですので、報告第5号については、これで終わります。</p> <p>次に、報告第6号「農地形状変更届出について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の2ページをお願いします。</p> <p>報告第6号、農地形状変更届出について。</p> <p>農地形状変更届出書が下記のとおり提出されたので報告するものです。</p>

	<p>1番、土地の詳細、申請人の住所・氏名及び工事期間・盛土高については、記載のとおりです。</p> <p>形状変更の理由ですが、申請地は、盛土し、畑として耕作管理を行うとのことです。</p> <p>総会資料の1ページをお願いします。</p> <p>申請地の位置図を載せています。</p> <p>申請地は「南九州西回り自動車芦北インターチェンジ」の南側、約700mの場所です。</p> <p>現地確認ですが、申請地は令和5年10月の総会において3条所有権移転がなされた農地で、その申請の際の利用目的として「野菜の栽培予定である」との説明を受けており、今回、隣接する住居の建築が終了したことから、畑として利用するとのことでした。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。</p> <p>1番の案件を5番の〇〇委員をお願いします。</p>
〇〇委員	<p>事務局の説明通りです。</p> <p>盛土されており、なんら問題ないと思います。</p>
議長	<p>次に担当地区の〇〇推進委員をお願いします。</p>
〇〇推進委員	<p>盛土を行い野菜が耕作されていたので、なんら問題ないと思います。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>報告第6号について、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしということですので、報告第6号については、これで終わります。</p> <p>次に、報告第7号「農地法施行規則第25条の規定による届出について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の3ページをお願いします。</p> <p>農地法施行規則第25条の規定による届出が下記のとおり提出されたので、報告するものです。</p> <p>1番、土地の詳細、申請人の住所・氏名については、記載のとおりです。</p> <p>転用目的は、保安林です。</p> <p>これは、熊本県により行われた令和4年度復旧治山事業に伴う保安林の指定になります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>報告第7号について、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしということですので、報告第7号については、これで終わります。</p> <p>次に、議案第8号「事業計画変更承認申請書審議について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の4ページをお願いします。</p> <p>議案第8号、事業計画変更承認申請書審議について。</p> <p>農地法に係る事務処理要領第4の7(3)のエの規定に基づき事業計画変更承認申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。</p> <p>これは、農地法第4条または第5条の転用許可に基づく事業計画において、やむを得ず事業計画の変更を行う場合に、農業委員会の意見を決定し、県知事の承認が必要になるため審議するものです。</p> <p>1番、申請地の詳細及び申請人の住所・氏名については、記載のとおりです。</p> <p>事業計画変更事由は、本申請地は令和2年12月に共同住宅建設予定として許可されていましたが、建築資材・人件費の高騰により共同住宅建設を断念することとなり、代わりに駐車場及び貸駐車場を建設する予定となったため、今回事業計画変更するものです。</p> <p>総会資料の2ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。</p> <p>申請地は「芦北町役場湯浦出張所」の南側、約400mの場所です。</p> <p>総会資料の3ページをお願いします。配置図・排水計画図を載せています。</p> <p>当初の共同住宅から、21台の車両が駐車できる駐車場及び貸駐車場へと計画が変更されており、給水は無く、排水については雨水の自然透水及び南西側に接する水路への排水となります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>現地確認を担当委員をお願いしておりますので、補足説明をお願いします。</p> <p>所有権移転の部、1番の案件について、2番の〇〇委員をお願いします。</p>
〇〇委員	<p>事務局の説明通りで、建築・人件費の高騰により駐車場に変更されるため、なんら問題ないと思います。</p>
議長	<p>次に担当地区の〇〇推進委員をお願いします。</p>
〇〇推進委員	<p>事務局の説明通りで、排水についてもなんら問題ないと思います。</p>
議長	<p>担当委員からの説明が終わりました。</p> <p>議案第8号について、質疑ありませんか。</p>

	<p>(質疑なし)</p> <p>それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。</p> <p>所有権移転の部1番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。 次に、議案第9号「農地法第3条の規定による許可申請書審議について」を 議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の5ページをお願いします。</p> <p>議案第9号、農地法第3条の規定による許可申請書審議について。 農地法第3条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会 の議決を求めるものです。</p> <p>所有権移転の部1番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由 等については、記載のとおりです。</p> <p>総会資料の4ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は、「大尼田地区生涯学習センター」の南側、約200mの場所です。 現地確認ですが、申請地は現在、水稻が栽培されていますが、譲り受けたあ とは引き続き水稻の栽培を行い、適正に管理するとのことでした。</p> <p>総会資料の5ページをお願いします。契約の種類は売買です。 申請理由ですが、譲渡人は譲受人の要望により申請地を譲り渡す、譲受人は 経営規模の拡大のため申請地を譲り受け、耕作管理を行うとのことでした。 譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。判断の理由 ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。</p> <p>以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。 議案書に戻ります。</p> <p>所有権移転の部2番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由 等については、記載のとおりです。</p> <p>総会資料の6ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は、「大野地区構造改善センター」の南側、約200mの場所です。 現地確認ですが、申請地は現在休耕地で、譲受人が草刈り等の管理を行って いますが、譲り受けたあとは野菜の栽培及び苗床置場として適正に管理する とのことでした。</p> <p>総会資料の7ページをお願いします。契約の種類は売買です。 申請理由ですが、譲渡人は譲受人の要望により申請地を譲り渡す、譲受人は</p>

申請地近くに自宅があり、経営規模の拡大のため申請地を譲り受け、耕作管理を行うとのことです。

譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。議案書に戻ります。

所有権移転の部3番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。

総会資料の8ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、「芦北町役場」の南側、約600mの場所です。

現地確認ですが、申請地は現在休耕地ですが、譲り受けたあとは形状変更を行い、野菜等の栽培を行い、耕作管理を行うとのことでした。

総会資料の9ページをお願いします。契約の種類は売買です。

申請理由ですが、譲渡人は労力不足により耕作管理が難しくなったため申請地を譲り渡す、譲受人は申請地を譲り受け、隣接する親族が経営する保育施設の園児らも体験できるような野菜等の栽培を行い、耕作管理を行うとのことです。

譲受人の経営状況ですが、申請人は初めての農地の取得で、新たに営農計画書が提出されており、農機具の保有状況や農作業の従事者から見て、問題ないと思われます。判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。議案書に戻ります。

所有権移転の部4番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。

総会資料の10ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、「芦北町役場吉尾出張所」の南西側、約400mの場所を含む全部で4筆です。

現地確認ですが、申請地は現在、水稻が栽培されていますが、今回の申請で譲渡人、譲受人の持分をそれぞれ2分の1とし、引き続き水稻の栽培を行い、共同で耕作管理を行うとのことでした。

総会資料の11ページをお願いします。契約の種類は譲渡です。

申請理由ですが、譲渡人は、譲受人の要望により申請地の持分2分の1を譲受人に譲り渡す、譲受人は経営規模の拡大のため、申請地の持分2分の1を譲

り受け、共同で耕作管理を行うとのことです。

譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。議案書に戻ります。

議案書の6ページをお願いします。

所有権移転の部5番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。

総会資料の12ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、「平生コミュニティセンター」の南側、約100mの場所です。

現地確認ですが、申請地は現在休耕地ですが、譲り受けたあとは果樹を植栽するとともに、譲受人が所有する農業用倉庫への通路として利用し、適正に管理するとのことでした。

総会資料の13ページをお願いします。契約の種類は譲渡です。

申請理由ですが、譲渡人は、申請地が譲受人の所有であると思込んでいたが、登記簿を確認すると譲渡人のままであったため、正式に譲り渡し手続きを行い、譲受人に譲り渡す、譲受人は譲渡人の要望により正式な手続きを行い、申請地を譲り受け、適正に管理するとのことです。

譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。議案書に戻ります。

所有権移転の部6番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。

総会資料の14ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、「牛淵公民館」の西側、約50mの場所を含む全部で2筆です。

現地確認ですが、申請地は現在、譲受人が水稻の耕作管理を行っていますが、譲り受けたあとも引き続き水稻の栽培を行い、耕作管理を行うとのことでした。

総会資料の15ページをお願いします。契約の種類は譲渡です。

申請理由ですが、譲渡人は、申請地の耕作管理を兄弟である譲受人に任せていたが、今回、正式に後継者として申請地を譲り渡す、譲受人は、譲渡人の意向により申請地を譲り受け、引き続き水稻の栽培を行い、耕作管理を行うとのことです。

譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。判断の理由

	<p>ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。</p> <p>以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。議案書に戻ります。</p> <p>所有権移転の部7番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。</p> <p>総会資料の16ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。</p> <p>申請地は、「銅山ツクールバスバス停」の北西側、約50mの場所を含む全部で21筆です。</p> <p>現地確認ですが、申請地は3440番3、3441番1の2筆については水稻の栽培、そのほかの18筆については休耕地で、3269番3については現地確認不能地です。譲り受けたあとは引き続き水稻の栽培及び野菜等の栽培を行い、適正に管理するとのことでした。</p> <p>総会資料の17ページをお願いします。契約の種類は譲渡です。</p> <p>申請理由ですが、譲渡人は高齢により耕作管理が難しくなったため、後継者である譲受人に申請地を生前贈与として譲り渡す、譲受人は申請地を生前贈与として譲り受け、適正に管理するとのことでした。</p> <p>譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。</p> <p>以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。</p> <p>所有権移転の部、1番の案件について、4番の〇〇委員をお願いします。</p>
〇〇委員	事務局の説明通りです。
議長	次に担当地区の〇〇推進委員をお願いします。
〇〇推進委員	事務局の説明通りです。
議長	次に、2番の案件を8番の〇〇委員をお願いします。
〇〇委員	<p>私に関係している案件です。</p> <p>以前から借りて耕作しておりました。</p> <p>引き続き耕作していきますので、よろしくお願いします。</p>
議長	次に担当地区の〇〇推進委員をお願いします。
〇〇推進委員	申請地は〇〇委員の自宅の近くで、以前から借りて耕作されていたので、なんら問題ないと思います。
議長	次に、3番の案件を5番の〇〇委員をお願いします。

〇〇委員	事務局の説明通りです。
議長	次に担当地区の〇〇推進委員にお願いします。
〇〇推進委員	事務局の説明通りです。
議長	次に、4番の案件を9番の〇〇委員にお願いします。
〇〇委員	事務局の説明通りです。
議長	次に、5番の案件を2番の〇〇委員にお願いします。
〇〇委員	事務局の説明通りで、申請地は適正に管理されており、なんら問題ないと思います。
議長	次に担当地区の〇〇推進委員にお願いします。
〇〇推進委員	事務局の説明通りです。
議長	次に、6番の案件を4番の〇〇委員にお願いします。
〇〇委員	事務局の説明通りです。
議長	次に担当地区の〇〇推進委員にお願いします。
〇〇推進委員	事務局の説明通りです。
議長	次に、7番の案件を9番の〇〇委員にお願いします。
〇〇委員	事務局の説明通りで、生前贈与のため、なんら問題ないと思います。
議長	次に担当地区の〇〇推進委員にお願いします。
〇〇推進委員	事務局の説明通りで、生前贈与のため、なんら問題ないと思います。
議長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第9号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 所有権移転の部1番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。 所有権移転の部2番について採決を行います。本案件については、8番の〇〇委員が関係しておりますので、〇〇委員に一時退席を求めます。 (〇〇委員、一時退席) それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 所有権移転の部2番について、異議ありませんか。 (異議なし)

	<p>異議なしということですので、2番については、原案のとおり決定しました。 ○○委員は入室をお願いします。 (○○委員、着席) 3番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、3番については、原案のとおり決定しました。 4番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、4番については、原案のとおり決定しました。 5番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、5番については、原案のとおり決定しました。 6番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、6番については、原案のとおり決定しました。 7番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、7番については、原案のとおり決定しました。 次に、議案第10号「農地法第5条の規定による許可申請書審議について」 を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の7ページをお願いします。 議案第10号、農地法第5条の規定による許可申請書審議について。 農地法第5条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。 所有権移転の部1番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については、記載のとおりです。 転用目的は、農家住宅及び農業用倉庫、農作業小屋です。 総会資料の18ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は、「内野福祉センター」の東側、約200mの場所を含む全部で2筆です。なお、本案件は追認案件で始末書が添付されております。 現地確認ですが、申請地には既に家屋及び離れ、倉庫が建築されており、申請者によると昭和50年頃に家屋の増築、同じ時期に離れと倉庫を建築したが、農地法に不案内であったため、申請を怠っていたとの始末書が添付されております。申請地周辺に農地は存在せず、日照・通風等に影響はないと感じました。</p>

総会資料の19ページをお願いします。配置図・排水計画図を載せています。

給水については、町の上水道を利用し、排水については、雨水については自然透水及び南側水路へ放流、生活排水については合併処理浄化槽にて処理後、側溝より南側水路に排水されています。

総会資料の20ページをお願いします。農地区分図を載せています。

農地の広がり、約6.0haです。

総会資料の21ページをお願いします。

●立地基準ですが、農地区分は農地の広がり10ha以上ないため、第2種農地（その他の農地）に該当します。

●申請理由及び代替の可能性ですが、申請者は、昭和29年頃住宅を建築し、父である譲渡人と生活していたが、家族が増えたことに伴い、昭和50年頃に家屋の増設及び離れと倉庫を建築したが、転用申請を怠っていたため、今回申請するものです。

土地の選定及び代替の可能性についてですが、記載のとおり検討されており、代替の可能性はないことを確認しております。

●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等については、既に建築済みで問題が無いこと、計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。議案書に戻ります。

賃借権設定の部1番、申請地の詳細及び貸人・借人の住所・氏名については、記載のとおりです。

転用目的は、資材集積所及びヘリポートです。

総会資料の22ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、「大野農村広場」の南西側、約150mの場所です。

現地確認ですが、申請地は現在休耕地で、一時的な転用であり、埋め立てや舗装を行わず、使用することでした。申請地周辺に農地は存在しますが、一時的な転用であり、日照・通風等に影響はないと感じました。

総会資料の23ページをお願いします。配置図・排水計画図を載せています。

申請地の南側一部にヘリポート、その南側に資材集積所を設置し、給水については無く、排水については、雨水については自然透水及び西側及び東側水路へ放流する計画です。

総会資料の24ページをお願いします。農地区分図を載せています。

農地の広がり、10ha以上です。

	<p>総会資料の25ページをお願いします。</p> <p>●立地基準ですが、農地区分は農地の広がりがあるため、第1種農地に該当します。</p> <p>●申請理由及び代替の可能性ですが、申請者は、電気事業を営む者で、瀬戸石水俣間の送電線の一部変更工事に伴い、資材を空輸するためのヘリポート、空輸した資材の集積所が必要なことから申請するものです。転用期間は許可日より令和8年6月30日までの1年3カ月間です。ヘリポートについては、危険が大きい場所であることから砂塵飛散防止のための処置や外柵の設置、燃料置場等についても消防署の指導に従い設置するとのこと。</p> <p>土地の選定及び代替の可能性についてですが、記載のとおり検討されており、代替の可能性はないことを確認しております。</p> <p>●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等については、問題が無いこと、計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。</p> <p>以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。</p> <p>所有権移転の部、1番について、6番の〇〇委員をお願いします。</p>
〇〇委員	事務局の説明通りです。
議長	次に担当地区の〇〇推進委員をお願いします。
〇〇推進委員	事務局の説明通りで、近くに農道がありますが、なんら問題ないとのことでした。
議長	<p>担当委員からの説明が終わりました。</p> <p>議案第10号について、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、採決を行います。</p> <p>お諮りします。</p> <p>所有権移転の部1番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>賃借権設定の部1番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。</p>

	次に、議案第 11 号「農用地利用集積計画の審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>議案書の 8 ページをお願いします。</p> <p>議案第 11 号、農用地利用集積計画の審議について。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、下記のとおり農用地利用集積計画が芦北町長から提出されたので、本会の意見決定を求めるものです。</p> <p>使用貸借権設定の部</p> <p>1 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は果樹で、設定期間は新規設定の 10 年間です。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>議案第 11 号について、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。お諮りします。</p> <p>使用貸借権設定の部 1 番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、議案第 12 号「農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するか否かの判断について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の 9 ページをお願いします。</p> <p>議案第 12 号、農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するか否かの判断について。</p> <p>農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するか否かの判断について、本会の議決を求めるものです。</p> <p>1 番、申請地の詳細及び依頼者の住所・氏名については、記載のとおりです。農地の状況・周囲の状況ですが、申請地は、以前は農地として利用されていた様子ですが、長年耕作されず、裏が山林であるため、灌木が生い茂っており、隣接する宅地や山林との境界も不明瞭な状態でした。</p> <p>次に、詳細について説明します。</p> <p>総会資料の 26 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。</p> <p>申請地は、「芦北町役場湯浦出張所」の西側、約 600 m の場所です。</p> <p>総会資料の 27 ページをお願いします。詳細及び現地写真等を掲載していま</p>

	<p>す。</p> <p>申請地については、灌木が茂っており、農地として利用できる状態になく、非農地と判断できると思われます。</p> <p>現地確認の調査結果ですが、先ほど説明しましたとおり、農地として利用できない状態であることから、非農地判断の基準により、非農地であるとの判断が妥当であると思われます。</p> <p>議案書に戻ります。</p> <p>2番、申請地の詳細及び依頼者の住所・氏名については、記載のとおりです。</p> <p>農地の状況・周囲の状況ですが、申請地は山林に囲まれた農地2筆で、長年管理されておらず、灌木が茂り、隣接する山林との境界が不明で、農地と判別することが難しい状況でした。</p> <p>次に、詳細について説明します。</p> <p>総会資料の28ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。</p> <p>申請地は、「向原公民館」の北東側、約700mの場所を含む全部で2筆です。</p> <p>総会資料の29ページをお願いします。詳細及び現地写真等を掲載しています。</p> <p>申請地は山林に囲まれた農地でしたが、先ほど説明しましたとおり、農地の所在、境界についても判別できない状態で、農地として利用できる状態になく、申請地2筆とも非農地と判断できると思われます。</p> <p>現地確認の調査結果ですが、先ほど説明しましたとおり、農地として利用できない状態であることから、非農地判断の基準により、非農地であるとの判断が妥当であると思われます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。</p> <p>1番の案件について、2番の〇〇委員をお願いします。</p>
〇〇委員	事務局の説明通りで、農業ができるような状態ではありませんでした。
議長	次に担当地区の〇〇推進委員をお願いします。
〇〇推進委員	事務局の説明通りで、山林化しておりました。
議長	次に、2番の案件について、8番の〇〇委員をお願いします。
〇〇委員	事務局の説明通りで、農地には復元不可だと思われます。
議長	次に担当地区の〇〇推進委員をお願いします。
〇〇推進委員	事務局の説明通りで、山林化しておりました。
議長	担当委員からの説明が終わりました。

議案第12号について、質疑ありませんか。

(質疑なし)

それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。
お諮りします。

1番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。

2番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、2番については、原案のとおり決定しました。

これで、本日の農業委員会総会を閉会します。

それでは引き続き、その他の連絡事項に入ります。